

# 栄えあり上峰

上峰中学校生徒指導部だより（文責 矢動丸）R7.8.25

情報モラル号  
参照：佐賀市教育委員会通信

学ぶ心  
磨く心  
鍛える心

## 飲食店への迷惑行為のニュースから学ぶべきこと

### 「まさか自分（わが子）が」ということは SNS では十分考えられること

2023 年、飲食店での迷惑行為が、各メディアで大きく取り上げられたことは記憶に新しいと思います。

ニュースを見れば、なんと他人の迷惑を考えない不潔な行為で、それを SNS にあげて得意げに笑う姿を見ると、怒りさえこみ上げてきます。本人にとっては「悪ふざけ」のつもりかもしれませんが、食の安全や安心が飲食店にとってはすべてであり、実際にこの飲食店では風評被害等でお客さんが来なくなったり、営業ができなくなったり、さらには株価が下がるなどして、150 億円ぐらいの損失があったということです。

なぜこのような大事件になったのか、その理由に、本人の迷惑行為とそれを安易におもしろがって SNS にあげた愚かな行為があげられます。それに加え、その動画を見た野次馬がそれをさらに拡大して世界中に広げたことです。

SNS は現代の社会では幅広くコミュニケーションの手段の一つとなっていますが、それにかかわるトラブルも多く発生し、

知らないうちに被害を受けたり、犯罪の加害者にもなったりする危険性もあります。

また、2024 年は 20 代の女性教諭を中傷する動画が SNS に投稿され、名誉毀損の疑いで逮捕者がでました。逮捕されたのは、女性教諭が勤める中学校の、3 年生の男子生徒。同じ学校に通う 1 年生の男子生徒も共謀したとみられています。この投稿（動画）は、“一定時間経過すると消えるシステムで、現在は見るできない”ことから、インスタのストーリーのようなものであると推察されます。

さらに 2021 年には当時 13 歳の中学生がネット上に、弁護士に対するウソの情報を投稿し、弁護士の社会的評価を著しく低下させたとして、逮捕されたという事案もあります。

学校でも、折に触れ話をしていますが、わかっている、興味やおもしろさが先行してトラブルになることが多いのです。例えば、学校で指導する事例として以下のことがあります。

- ・他人の画像を許可なく使用し（面白半分加工したりして）、アップロードする。
- ・他人の音楽を無断で自分の SNS などを使用する。
- ・画像や映像をアップロードする際に、ジオタグ（とった場所）も一緒にアップロードしてしまう。
- ・悪意のある情報（アダルトサイト、出会い系サイト、闇バイトなど）に、触れる機会が多くなり、多感な時期も重なり、感化されてしまう。
- ・インスタグラムのストーリーに自分や友人と写った映像をアップロードする。「24 時間で消えるから」という安易な考えで個人情報発信してしまう。その際に、制服やユニフォーム姿であることから、学校名やチーム名を特定できるものが多い。見ている側がスクリーン動画で保存している可能性もある。
- ・県が実施しているネットパトロールで発覚したり、友人が心配してそのことを学校に報告してくれたりするケースもある。
- ・インターネットゲームの課金やそれにかかわる請求、ネットいじめにかかわる相談もある。

上記について**保護者は知らないということがほとんど**です。今回の迷惑行為にかかわることで、面白半分それを模倣して、それを撮影した友人が SNS 上にあげてしまう。迷惑行為の動画を見つけて、それを保存して周囲に拡散してしまうことを心配しています。特に、拡散の方を心配しています。みなさんが、加害者の一端に加わらないよう、再度注意をしていきたいものです。

また、子どもを SNS の被害者や加害者にさせないためには、直接このような事例のことを取り上げて、一緒

に話し、学習することが必要だと思います。ニュースで取り上げられた加害者の保護者は「**まさか自分の子どもが**」と思われていることと推察します。そうなる前に、子どもとネットモラルのことや日常のモラルのことを話しておくべきだったと思います。また、**未成年のスマホ等の契約には、親権者同意書が必要であり、所持、使用、その責任は保護者にあります。家庭でルールを定め、何に使用しているのか、どのように使用しているのか、しっかり目は離さないことも大切ではないか**と思います。

## 子どもたちをトラブルから守るために

インターネット環境が子どもたちの周りにあふれる昨今、インターネットの光と影の部分をご家庭でも話し合う時間をぜひとってみてください。そして、子どもたちには家庭での約束をしっかりと守って安全な生活を送ってほしいと思います。

## こんな様子が見られたら・・・要注意です！

携帯電話、スマートフォン、音楽プレーヤー、ゲーム機などのインターネット通信ができる機器を持っている子どもに下記のような様子が見られたら要注意です。家庭でのコミュニケーションの時間を増やしたり、声をかけたりして、トラブルを未然に防ぎましょう。心配なことがあれば、関係機関への相談をお勧めします。

- 急に学校や外に行きたがらなくなった。
- 時間や場所に関係なく、常にインターネット通信機器を使っている。
- 家族とのコミュニケーションが減った。
- インターネット通信機器の使用をやめるように注意すると、イライラしたり怒ったりする。
- 保護者に無断でパスワードを変更する。
- 携帯電話等の請求金額が上がった。

## 「IT サポートさが」のHPに掲載されている「よくある相談事例」より

Q：掲示板に自分のことが書かれている。どうしたら消せますか。

A：勝手に消すことはできません。書いた本人に削除してもらうか、そのサイトの管理者にメールして削除してもらいましょう。掲示板の管理者には名誉棄損のおそれがある書き込みを削除する義務があります。必要な場合は、「ほっとネットライン」までご連絡ください。

上峰中学校では、「携帯電話（スマートフォン等も含む）の学校への持ち込みは原則認めない。」としています。学校の教育活動の中では、必要のないものだからです。保護者のスマホや携帯電話を使う場合も、何時までと時間を決めて使用させ、学習や部活動などにしっかり取り組めるようにしましょう。また、タブレット端末やゲーム機、音楽プレーヤーなど、インターネットにつながる機器は他にもたくさんあります。子どもたちを加害者にも被害者にもしないために、必ず、家庭での約束事を決めて、利用させるようにしてください。さらに、ペアレンタルコントロールアプリ等の使用が推奨されています。（コドママなど多数あります）

## 「生成 AI」の利用について

生成 AI については、今後さらなる精度の向上が見込まれていますが、生成 AI が作成する回答は誤りを含む可能性が常にあります。時には事実とは全く異なる内容が出力されることもあります。そのため、「回答には誤りを含むことがある」「あくまでも参考の一つに過ぎない」ことを十分に認識し、最後は自分で判断するという基本姿勢が必要です。また、生成 AI の使用は、個人情報の流出、著作権侵害のリスク、偽情報の拡散等、危険性があることを理解しておかなければなりません。OPEN AI 社の利用規約によれば、ChatGPT は、「13 歳未満は使用できないことや、18 歳未満が使用する場合は保護者の同意が必要であること」が示されています。他社の生成 AI も同様の利用規約となっています。つまり、中学生は保護者の許可がないと使用できません。

## 性犯罪被害者が過去最多

子どもたちは、ネット上で知り合った人を「友人」と呼びます。「顔も声も直接見たことは無いけど、自分のことを分かっている」と、保護者や友人にも話せないようなことを話していたりします。中には、本当に信頼し合える人もいると思いますが、顔も声も生成 AI でなんとでもなる時代です。そんな中、警察によると 18 歳未満の子どもが被害者となった性犯罪の 2024 年における検挙件数は、全国で 4850 件にのぼり、過去 10 年間で最多となっています。県内でも、去年 1 年間に、SNS でのやり取りを通じて犯罪の被害に巻き込まれた未成年の人の数は、過去 5 年間で最も多くなっているようです。

児童ポルノ禁止法では、未成年の児童（男女問わず）の裸等を写真や電磁的記録で認識できるものである。それを、所持、保管、提供、製造、公然陳列、輸出入、児童買春等行った場合には、未成年であろうと罰せられます。また、各都道府県では、児童ポルノ等の提供を求めてはならないと定められています。つまり、要求する行為も「**法に触れる**」ということです。もし、このようなことがあった場合には、“とらない” “とらせない” “わたさない” ようにしてください。下記に対応一例を紹介しておきます。

1. 周りの大人に相談する（保護者や先生、IT サポートさがなどの機関）
2. 証拠としてやりとりをスクリーンショットしておく。その後、そのアカウントをブロックや管理会社等への報告をする。